

平成21年(ネ)第5763号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求控訴事件

控訴人 山田稔 外12名

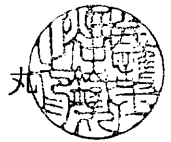
被控訴人 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

被控訴人準備書面(4)

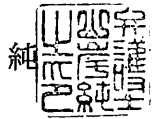
平成22年8月27日

東京高等裁判所第20民事部 御中

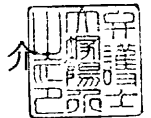
被控訴人訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵



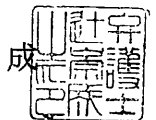
同 弁護士 山 岸



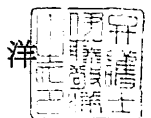
同 弁護士 大 塚 陽



同 弁護士 辻 崇



被控訴人訴訟復代理人弁護士 伊 藤 敬



第1 はじめに～控訴人らの本件訴訟の目的が、事実解明と法的解決ではなく、
裁判外での社会運動を展開するため、裁判所において科学的論争の紛糾の場と
しようというものであること～

1 民事訴訟の目的・意義

- (1) そもそも民事訴訟は、司法権、すなわち「具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する国家の作用」、として運用されるものである。そして、裁判所が取り扱う争訟とは、裁判所法3条が規定する「法律上の争訟」、すなわち、「当事者の具体的な権利義務（民事）ないし法律関係の存否（刑事）に関する紛争であって、かつ、それが法律を適用することによって終局的に解決することができるもの」を指すことも貴庁において顕著であると思料する。
- (2) このような観点から、そもそも訴訟において解決すべきテーマとは、
 - ① 当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であり、
 - ② 法律を適用することにより終局的に解決することができるものであること（終局性）の二つが当然求められるというべきである。

2 控訴人らの本件訴訟の意図・目的

- (1) 前記のとおり、そもそも民事訴訟においては、事実と法律により解決することができる事件を判断することがその機能・目的であって、科学上の説の是非を議論する場ではない。
- (2) そして、原審においては、控訴人が主張せんとする侵害論（“人類滅亡仮説”）の機序の最初の段階にある、「本件組換イネからのカラシナディフェンシン漏出の有無」という「事実」に関する問題がまず争

点とされ、当該「事実の存否」につき、鑑定が実施された（後日、控訴人が「そのような鑑定では不本意であり、納得できない」という不合理な愁訴を述べるであろうことを見越して、鑑定嘱託先・鑑定方法ともに、控訴人の意見を大幅に採用する形で鑑定が実施された）。

(3) その結果、鑑定嘱託先・鑑定方法ともに、控訴人の意見を大幅に採用する形で行われたにもかかわらず、「本件組換イネからのカラシナディフェンシン漏出はない」という結論が得られ、ここに、「本件組換イネからのカラシナディフェンシン漏出の有無」という「事実」に関する問題が決着した。

(4) しかるに、控訴人らは、控訴審に至り、控訴人ら準備書面(6)にて、

ア. 控訴人らの「科学的意見」と被控訴人の「科学的意見」と、どちらが空想科学的なのか見極める必要がある、

イ. そのため、本件訴訟提起前の被控訴人の「科学的意見」から、本件訴訟係属後の被控訴人の「科学的意見」を導くことができるのか徹底吟味する、

ウ. 科学的常識から被控訴人の「科学的意見」を導くことができるか徹底吟味する、
(控訴人ら準備書面(6) 1 2 頁)

等と述べ出し、図らずも「本件組換イネからのカラシナディフェンシン漏出の有無」という「事実」の問題を離れて、裁判所において「科学論争を戦わせ、事件を不必要に紛糾させん」との目的を自ら露呈するに至った。

(5) そもそも鑑定嘱託先・鑑定方法ともに、控訴人らの意見を大幅に採用する形で鑑定が実施されたにもかかわらず、本件組換イネからのカラシナディフェンシン漏出がなかったと確認された以上、「事実」の

問題に関する議論の余地がないと思料するが、「事実」の問題を離れて、「法律では解決できない科学論争」を裁判所で行わんとする控訴人らの意図・目論見は、およそ裁判制度の本質に反するものと言わなければならない。

- (6) 前記のとおり控訴人ら主張にかかる侵害論の機序の最初の段階において、カラシナディフェンシン漏出の事実が認められず、当該事実の問題が揺るぎない形で決着してしまった以上（しかも、鑑定嘱託先・鑑定方法ともに控訴人らの意見が最大限採り入れられてもなお、カラシナディフェンシン漏出が無かったとの結論に至っている）、敗訴は必至の状況であり、これでは、控訴人らが裁判外で大々的に展開している社会運動としての「人類と生態系の存亡に関わる危険な実験を阻止する活動」に大きな影響を与えかねない。そこで、控訴人らは、法廷闘争の方針を「法廷で科学論争を紛糾させ、敗訴に至ってもあくまでこれを受けいれず、控訴審における審理及び判断内容も含め、永遠に裁判外での批判活動を続ける」というものに転換し、裁判制度の本質・内在的制約など一切無視し、裁判外での運動継続という目的と偏頗かつ独善的な訴訟観の下、「控訴審を事実と離れた科学論争の紛糾の場とすること」を意図し、これが露呈したものと考えられる。
- (7) 控訴人らの本件訴訟の目的が、「裁判制度が事実と法の利用を前提とした解決作用である」という前提にしたがわず、「裁判外の運動継続のため、できる限り科学論争を紛糾させる」というものであり、しかもこれを自ら暴露する状況である以上、限りある司法資源を割いてまで控訴人らの訴訟活動に対応する必要性を欠くものと思料する。
- (8) すなわち、訴訟制度上、各訴訟当事者には、一定の手続保障がなさ

れなければならないが、この手続保障は、事実と法により解決するためのものであり、「裁判外の目的のため、科学論争を紛糾させる」という訴訟制度の本質を無視した不当な訴訟遂行の意図ないし目的を表明している当事者に満足を与えるためのものではない。

- (9) さらに言えば、控訴人らの意図・目的が、「科学論争の紛糾」にある以上、仮に控訴人らの要望どおり控訴審において科学論争を紛糾させたとしても、いわゆる「不満解消策」にすらならない。すなわち、訴訟上の結論としては「カラシナディフェンシン漏出」という事実問題に関する積極証拠がない以上、控訴棄却の結論が明らかと思われるが、「手続保障という名目での不満解消策」として、控訴人らの要望どおりの科学論争を控訴審で行ったとしても、不満がさらに募り裁判外で控訴裁判所が社会運動における非難を惹起するだけで、しかも、当該非難に科学的論争が加わり、結果、「不満解消策として、科学論争の場を提供したが、フタを空けてみれば、火に油を注ぐだけであった」という事態になりかねない。

- (10) すなわち、原審においても、鑑定を実施するにあたり、「被控訴人の提案する鑑定嘱託先や鑑定方法によって鑑定すると、どのような結果が出ても、控訴人らは『自分たちの意向を無視した鑑定だから承服できない』と不満を述べることになるから、かかる不満を解消しておくため、鑑定嘱託先・鑑定方法ともに控訴人らの意見を採用する」という形が取られた。しかしながら、控訴人らは、「自ら推薦した鑑定嘱託先」による「自ら構築した鑑定方法（自ら設計した実験条件・実験方法）」が採用されたにもかかわらず、その結果に主観的不満を抱き、控訴理由書等において原審を苛烈に非難し、攻撃していること

は貴庁において顕著なとおりである。このような前歴に照らすと、『不満解消策』』としての『控訴審における（事実問題を離れた）科学論争紛糾の機会の提供』が、『不満解消策』にすらならず、却って、裁判外での愁訴とも言うべき筋違いの非難の理由・論拠を増やすだけであり、結果、限りある司法資源の浪費を招来する」という被控訴人の予測は、非常に実現可能性が高いものと言える。

- (11) 以上のとおり、裁判所法3条に明記される「当事者の具体的な権利義務（民事）ないし法律関係の存否（刑事）に関する紛争であつて、かつ、それが法律を適用することによって終局的に解決することができるもの」を一切無視して、「控訴人らの「科学的意見」と被控訴人の「科学的意見」と、どちらが空想科学的なのか見極める必要がある」「科学的常識から被控訴人の「科学的意見」を導くことができるか徹底吟味する」等という独自の主張を述べ、控訴審を科学論争紛糾の場として利用し、これを以て、裁判外の社会運動に利用せんとする控訴人らの意図を自ら露呈するに至った以上、このような意図に基づく人証申請その他の申出は一切却下し、事実と法律に則して、速やかに控訴棄却の判断を行うべきと思料する次第である。

第2 序

- 1 以上のとおり、今般の控訴人らの各証拠申出は、いずれも訴訟制度の本質に反し、科学論争の紛糾の場を求めるものである以上、この一事を以て、却下し、結審すべきは明らかであるが、控訴人らの主張する具体的内容に関しても致命的な誤りが多く見受けられるので、この点についても糺すべく、以下、控訴人らの主張に対する被控訴人としての反論も、一応述べて

おく。

- 2 すなわち、控訴人らは、控訴人ら準備書面(6)第2以下において、「これまでの立証活動と今後の立証方針を明らかにする」と称し、縷々、控訴人らが依拠する科学的な「常識」云々、当事者のこれまでの「科学的意見」云々を記載し、また、控訴人ら準備書面(6)第3以下、及び平成22年7月30日付証拠申出書をもって、控訴人らが依拠する科学者の科学的意見を申述する機会を設けようと試みる。
- 3 そこで、本準備書面では、第一に、控訴人らの意図するところが、民事訴訟手続に借口した抽象的な科学論争とその目的外利用にあることを詳述し、第二に、控訴人らが引き続き科学論争を継続せんと試みる「本件栽培実験において、ディフェンシン耐性菌出現の危険があるか(ディフェンシンがGMイネの体外に漏出しているか) (原判決7頁)」に関する議論は、既に「鑑定結果」という客観的科学的根拠をもって解決済みであり、これ以上、本件訴訟において「いまだ発生すらしておらず、単なる憶測に基づく将来の抽象的な危険」の有無を解明するための科学論争を実施することは議論の蒸し返しに過ぎず、且つ無意味であることを詳述し、第三に、これまで、幾度にもわたり繰り返されてきた控訴人らによる「誤解を招来しかねない記載」を正し、もって、無用な混乱を避け、本件訴訟の迅速且つ適正な解決に資することを目的とするものである。
- 4 このような観点において、以下、控訴人らが企図する科学論争は既に解決に至っていることを明らかにし、その上で、控訴人準備書面(6)第2以下の部分につき詳細に反論する。

第3 科学論争に固執する控訴人らの態度により明らかになった「民事訴訟手続

に借口した控訴人らの不当な目論見」

1 前記のとおり、控訴人らは、本件訴訟において、引き続き「カラシナディフェンシン漏出の有無」に関する科学論争を実施せんと試みるが、このような議論は、後記のとおり、既に解決済みの争点の蒸し返しであるばかりか、以下、詳述するとおり、民事訴訟手続に借口した不当な目論見に基づくものであることから、およそ許容され得ない有害な議論である。

2 上記「控訴人らの要望」から導かれる控訴人らの「真意」

(1) 後記のとおり、本件訴訟における主要争点として、原審が適法に判断した「本件栽培実験において、ディフェンシン耐性菌出現の危険があるか（ディフェンシンがGMイネの体外に漏出しているか）（原判決7頁）」については、原審主導の下、約2年3カ月の期間を経て漸く結論を見出すに至った「平成20年11月17日付鑑定嘱託回答」により、既に解決済みの議論である。

(2) それにも関わらず、控訴人らは、いまだに当該争点に固執し、縷々、当事者双方の「科学的意見」のうち「どちらが空想科学的なのか見極める必要がある」、被控訴人の「科学的意見」について「徹底吟味する（必要がある）」等と主張する。

(3) このように、本件訴訟の終局段階に至った今日にでも、なお、控訴人らが上記解決済みの議論に固執し続けるのは、控訴人らの意図が、真に、

「本件栽培実験という具体的な過去の事実関係によって、控訴人らが精神的損害を被ったか否か等について、法令をあてはめ、終局的解決を図る」

という本来の民事訴訟における作用を求めるところにあるのではな

く、

「本件訴訟内において、可能な限り科学論争を継続させ、万が一、遺伝子組換えイネの如き物騒な研究を続ける被控訴人の『科学的意見』の脆弱な点や問題点等を露見させることに成功した場合には、これをもって、裁判『外』の社会問題として広く提起し、利用せん」

とすところにあるからであり、被控訴人としては、かような控訴人らの目論見に応じる謂われはない。

本件訴訟における本来的作用	控訴人らの真意
本件栽培実験という具体的な過去の事実関係によって、控訴人らが精神的損害を被ったか否か等について、法令をあてはめ、終局的解決を図ること	本件訴訟内において、可能な限り科学論争を継続させ、万が一、遺伝子組換えイネの如き物騒な研究を続ける被控訴人の『科学的意見』の脆弱な点や問題点等を露見させることに成功した場合には、これをもって、裁判『外』の社会問題として広く提起し、利用すること

- (4) そして、前記のとおり、およそ民事訴訟手続が、過去の具体的事実・事件に対し、法令をあてはめて終局的に紛争の解決を図る司法作用の一つである以上、貴庁としても、「当事者の『科学的意見』のうち、どちらの意見・学説が正しいか」について、法令を適用し、もって終局的な紛争解決を求めることは不可能であると思料するし、本件訴訟の円満且つ迅速な解決にとって何ら資することはない。
- (5) 以上の次第で、今般の控訴人ら準備書面(6)によって、控訴人らの真意が、民事訴訟手続に借口し、あわよくば自己の科学的意見を認めさせ、

あるいは、被控訴人の科学的意見に問題点等を見出すことができた場合には、これをもって、裁判『外』の社会問題として広く提起し利用せん、とすることにあつたことが明らかになった以上、もはや、本件訴訟において、本件栽培実験という具体的な過去の事実関係と離れて抽象的に科学論争を継続する必要性はない。

第4 「本件組換イネから体外に常時大量にカラシナディフェンシンが漏出するか否か」に関する議論が既に解決済みであり控訴人ら主張が議論の蒸し返しにすぎないこと

1 控訴人らの意図

(1) 前記のとおり、控訴人らは、控訴人ら準備書面(6)にて、

「本件組換イネから常時大量にカラシナディフェンシンが漏出する」

との控訴人らの科学的意見と、

「本件組換イネからカラシナディフェンシンは常時大量に漏出ししない」

との被控訴人の科学的意見のどちらが正しいか、徹底吟味する必要がある旨主張する。

(2) しかしながら、以下、詳述するとおり、これら控訴人らの主張は、既に、鑑定結果という客観的科学的根拠をもって解決済みの争点の蒸し返しを意図するものに過ぎず、本件訴訟の迅速な解決にとって不要であるどころか有害である。

2 本件訴訟において解決済みの争点

(1) 控訴人らは、「本件組換イネから体外に常時大量にカラシナディフェンシンが漏出するか否か」に関する科学論争を蒸し返すべく、「(双方の科学者の) 証言のうち、どちらの証言が正しいかを明確にするた

めに対質尋問を実施し、よって、真相に到達する意義と必要がある(控訴人ら準備書面(6)15頁)」等と記載する。

- (2) しかしながら、本件訴訟における争点は、もとより抽象的にカラシナディフェンシン耐性菌が出現する可能性があるか否かではなく、原審が適法に判断したとおり、具体的に「本件栽培実験において、ディフェンシン耐性菌出現の危険があるか(ディフェンシンがGMイネの体外に漏出しているか)(原判決7頁)」であるところ、当該争点については、原審主導の下、約1年2カ月に及ぶ議論を経て、鑑定嘱託先、鑑定にかかる実験方法、鑑定事項等を決定し、その後、約1年1カ月の期間を経て漸く結論を見出すに至った「平成20年11月17日付鑑定嘱託回答」により解決済みである。
- (3) すなわち、「本件組換えイネから体外にカラシナディフェンシンは常時大量に漏出しない」ことは、原審が、上記鑑定結果につき「鑑定の過程に不合理な点はなく、その実験結果及び結論に疑義を挟む余地はない(原判決17頁)」と評価した上で、原審判断の補助資料として採用し、「イネの体内で生産されたディフェンシンがイネの外部に漏出するという原告の主張を否定する(原判決17頁)」と結論付けたことから明らかなおり、もはや議論の余地がない。
- (4) 以上の次第で、控訴人らの前記意図は、約2年3カ月の期間を経て導いた鑑定結果を覆滅せしめ(言わば「なかったこと」にすることを目的として)、既に解決済みの争点の蒸し返しを図るものにほかならず、訴訟の遅延という明確な弊害を誘発する点において極めて有害であり、証拠(人証)申出も含め、今般、控訴人らが申し出る前記「今後の立証方針」云々は議論に値しない。

第5 控訴人ら準備書面(6)「第2控訴人のこれまでの立証活動の全容」への反論

1 控訴人ら準備書面(6)第2に記載された「科学上の常識」のうち「誤解を招来する箇所」あるいは「科学的な誤りを含む箇所」に対する被控訴人による科学的解説

(1) 控訴人ら準備書面(6)第2の1、(2)①. について

ア控訴人らは、縷々、「実験室でディフェンシン耐性菌、抗菌タンパク質耐性菌等が出現したから、或いは自然界で抗生物質耐性菌が出現したから、本野外実験でもディフェンシン耐性菌の出現が強力に推定される」旨、主張する。

イしかしながら、控訴人らが展開する「ディフェンシン耐性菌・抗生物質耐性菌同類仮説（仮称）」については、被控訴人が、原審における被控訴人ら準備書面(2)12頁以下、及び被控訴人ら答弁書10頁以下にて、そもそも「抗生物質耐性菌」の議論と「カラシナディフェンシン耐性菌」の議論は全く異なるものであり、これを同列に扱うこと自体、合理的理由のない空虚な議論に過ぎない旨詳述し、その後、特段の反論も立証もなされなかったことから明らかなおり、既に収束した議論である。

(2) 控訴人ら準備書面(6)第2の1、(2)②. について

ア次に、控訴人らは、「本野外実験でいもち病菌の半数致死量のディフェンシンを産生していることから、本野外実験でのディフェンシン耐性菌の出現が確実である」旨、主張する。

イしかしながら、まず、「本件栽培実験において、ディフェンシン耐性菌出現の危険があるか(ディフェンシンがGMイネの体外に漏出しているか)（原

判決7頁)」に関する議論は、前記のとおり、原審主導の下、約2年3カ月の期間を経て漸く結論を見出すに至った「平成20年11月17日付鑑定嘱託回答」により、既に解決済みの議論である。

ウそれにも関わらず、控訴人らは、これまで、本件訴訟において一貫して維持してきた、

- ① 本件GMイネ内部でディフェンシンが常時大量に生産される、
- ② イネ内部で生産されたディフェンシンがイネの外部に漏出する、
- ③ ディフェンシンが様々な菌と接触する、
- ④ ディフェンシン耐性菌が出現する、
- ⑤ ディフェンシン耐性菌が増殖する、という機序（原判決15頁、5ないし9行目。以下「控訴人ら主張機序」という）

といった自らの主張を、当該「控訴人ら主張機序」が、前記鑑定結果をもって否定されるや否や、控訴審に至って、突如、

- ① 半数致死量のディフェンシンを産生する、
- ② ディフェンシン耐性菌が出現する、

とし、カラシナディフェンシン耐性菌の発生機序に関する主張を変遷させたことは記憶に新しい。

エそもそも、「本件組換えイネが、投与した『いもち菌』の半数近くが死亡する用量のカラシナディフェンシンを産生する（上記①）」からとって、「『カラシナディフェンシン耐性を有するいもち菌』だけではなく、ありとあらゆる『カラシナディフェンシン耐性を有する菌』が出現する（上記②）」ことは論理上当然に導けるものではなく、上記「変遷後の機序」自体も無理がある。もとより、微生物に対しカラシナディフェンシンのような抗菌物質が与える影響（抗菌活性）の度

合いは、生物学等の専門研究機関では、控訴人らが記載する「半数致死量」では測定・評価せず、「IC50」と呼称する「生育の半抑制濃度」の値や、「MIC」と呼称する「最小発育阻止濃度」の値で評価するのが一般的であり、当該数値は、控訴人らが記載する「半数致死量」とは別の概念である。なお、控訴人らは、「IC50」をもって「半数致死量」と理解しているが（原審における控訴人ら準備書面25等）、「IC」が「Inhibitory Concentration（抑制濃度）」の略称であることは、研究に携わる者であれば誰しも理解している知識であり、この点からしても控訴人らの重篤な理解不足を露呈するに至っており、主張の体すらしていない。

オおそらく、控訴人らは、被控訴人らが、病斑面積率に基づいてイネの発病度（発病指数）を表現していることに着目し、この中で相対値としての発病度が、非組換イネ（原品種）では100であるのに対し、本件組換イネでは20あるいは10以下（抵抗性が強い）であることをもって、「半数致死量」のディフェンシンを産生しているとしている、と誤解したものと思料するが、かかる誤解に基づく主張について反論の前提すら欠くというべきである。

カしかしながら、この発病度の数値は、イネの発病過程のうち一時期における「可視的な発病度」を、仮に数値化しただけのものであって、発病度の数値が半分であるイネが他のイネの2倍の耐病性を有しているというものではなく、また、発病度の数値自体、いもち病の発病から病徴の進展にともない変化するものである。当然ながら、一時期の発病度の数値がそのままイネの耐病性遺伝子の発現量を示すものではないことも自明というべきである。

キ以上のとおり、イネの発病過程のうち、一時期における病気の症状を、可視的に、仮に、数値化した病斑面積率や発病度をもって、「本件GMイネは「半数致死量」のディフェンシンを産生している」ことの直接証明等と平然と記載する控訴人らの主張は、科学的な理解を欠如した誤解に過ぎず、反論に及ばない。

(3) 控訴人ら準備書面(6)第2のうち「表1ないし表4」について

ア控訴人らは、「表2」にて、縷々、「科学的な常識」の記載を試みるが、「害虫に抵抗性を持つ遺伝子を持った遺伝子組換え作物に耐性のある昆虫」の存在や、「雑草に抵抗性を持つ遺伝子を持った遺伝子組換え作物に耐性のある植物」の存在やが、控訴人らが固執し続けていた「カラシナディフェンシン耐性菌増殖までの機序」と如何なる関係があるのか全く不明であるし、もとより、「本件栽培実験において、ディフェンシン耐性菌出現の危険があるか(ディフェンシンがGMイネの体外に漏出しているか)(原判決7頁)」に関する議論は、前記のとおり、原審主導の下、約2年3カ月の期間を経て漸く結論を見出すに至った「平成20年11月17日付鑑定嘱託回答」により、既に解決済みの議論である以上、控訴人らが試みる「間接証明」云々が何らの意味もなさないことは明らかである。

イ次に、控訴人らは、「表3」にて、甲3号証をもって「カラシナディフェンシン耐性菌が出現する一般的な可能性の一応の推定」なるものの根拠とするが、被控訴人答弁書14頁以下にて詳述したとおり、甲3号証が言及する「真性抵抗性遺伝子を有する品種での耐性菌の出現」は、菌の表面構造の変異によって植物側がこれを滅ぼすべき病原菌と認識出来なくなり、植物の生体防御機構をかいくぐることによって起

きるもの、すなわち病原菌の遺伝子型と植物の遺伝子型との相互作用の特異性によるものであり、本件訴訟における「耐性菌出現の可能性」とは本質的に全く異なるものであって、控訴人らの上記記載は、「抗菌蛋白質ディフェンシンの多様な機能特性（甲3）」論文の読み間違いに過ぎない。

ウ最後に、控訴人らは、「表4」にて、甲107号証（文献5）や甲71号証を引用し、「*現実にディフェンシン耐性菌の病原菌の出現が文献5の162頁で確認（されている）*」と記載し、あたかも「『酵母・カビ以外の菌類で植物ディフェンシンに対する耐性を有する菌』が既に同表の実験①によって確認されており、これが科学的な常識である」かの如き記載を試みる。

エしかしながら、甲107号証（文献5）の該当部分（甲107の5頁）には、単に、

5. 「ヒトのかかる病気におけるブドウ球菌」

第7章b 宿主防衛の回避 ディフェンシンペプチドへの耐性（158～169頁）
（著作者）略

と記載されているのみであり、「文献5」自体は証拠提出されていないし、もとより「*現実に植物ディフェンシン耐性菌の病原菌の出現（が確認された）*」などとは、一切記載されていないし、当該文献の該当箇所にもかような記載は一切存在しないことから、かような控訴人らの記載は誤導、あるいは重篤な勘違いであると考えざるを得ない（甲71号証が引用する他の文献（2件）についても同様である）。

なお、上記事実関係の下、控訴人らがまとめた「表4」を正しく提示するならば、下記のとおりとなる（なお、念のため付言するに、下記表

は、控訴人ら作成の「表4」の誤りを糺すことを目的とするものであり、「表4」に表れる控訴人ら主張を認める趣旨ではない。

表4（間接証明の証拠）：過去の耐性菌問題の科学的な「常識」

生物の分類 抗菌手段の分類			微生物			昆虫・植物
			菌	酵母	カビ	
抗 菌 タ ン パ ク 質	ディ フェ ンシ ン	植物	無し	実験⑦	実験⑧	
		動物・ 人				
	ディフェン シン以外		実験④(甲 93)←甲 21 Nature 掲載 論文。甲 72NatureNews。 甲 71 第 2、3 (8~9 頁)。甲 144 の 1「大腸菌」(168~169 頁)。 実験⑤(甲 71 第 3。4つの実験) ←甲 71 第 3 実験⑥(甲 117)←甲 107 文献 3。 甲 108			
	両者の総合		甲 21Nature 掲載論文←甲 71 6 頁 甲 1 7 文献 4←甲 17 甲 191 (1) g (3 頁)			
抗生物質			自然界の耐性菌出現に関する過去の 歴史の教訓←甲 18 甲 110			

※上記網かけ部分は「空欄」であり、控訴人らが引用した文献は「植物ディフェンシン耐性菌の出現を確認したものではないこと」を意味している

オこのように、「文献5」自体は証拠として提出しないにも関わらず、

これまで控訴人らが提出した証拠資料が大量に及ぶことを奇貨として、「裁判所は大量の証拠資料を一々確認することはないだろう」との不当な目論見の下、貴庁に対し「『文献5』には『現実に植物ディフェンシン耐性菌の出現（が確認された）』と記載されている」との誤解を抱かせるべく、あたかも、控訴人らの科学的意見に迎合する記載があるかの如き主張を敢行する控訴人らの態度は、訴訟信義則（民事訴訟法2条）に悖る行為である。

かいずれにせよ、いまだ「現実（植物）にディフェンシン耐性菌の出現（が確認された）」ことを実験によって確認した文献は提示されておらず、当該事実が「科学的な常識」であることはない。

2 控訴人ら準備書面(6)第2に記載された「被控訴人の反論」のうち「誤解を招来する箇所」に対する被控訴人による解説

(1) 控訴人ら準備書面(6)第2の3、(1)、「被控訴人の反論」について

ア 控訴人らは、「本件栽培実験において、ディフェンシン耐性菌出現の危険があるか（ディフェンシンがGMイネの体外に漏出しているか）（原判決7頁）」争点に対する「被控訴人の反論の柱」と称して、縷々、

- | |
|--|
| <p>① たとえ実験室で耐性菌等の出現を確認したとしても、自然界には参考にならない（とするのが被控訴人の主張である）</p> <p>② 抗生物質耐性菌の過去の教訓はディフェンシン耐性菌には参考にならない（とするのが被控訴人の主張である）</p> |
|--|

云々を記載する。

イもとより、「本件栽培実験において、ディフェンシン耐性菌出現の危険があるか（ディフェンシンがGMイネの体外に漏出しているか）（原判決7頁）」に関する議論は、2年3カ月の歳月をもって「カラシナディフ

エンシンはイネの体外に漏出しない」との結論に至った鑑定嘱託結果（平成20年11月17日付鑑定嘱託回答書）を、原審が、「鑑定の過程に不合理な点はなく、その実験結果及び結論に疑義を挟む余地はない（原判決17頁）」と評価した上で、その判断の補助資料として採用し、「イネの体内で生産されたディフェンシンがイネの外部に漏出するという原告の主張を否定する（原判決17頁）」と結論付けたとおり、既に議論し尽くされ、もはや争いようのない事実である。

ウそれにも関わらず、控訴人らは、これまで固執してきたディフェンシン耐性菌の発生機序（前記「控訴人ら主張機序」）が上記鑑定結果により否定された後、当該機序を、突如、

① 半数致死量のディフェンシンを産生する、

② ディフェンシン耐性菌が出現する、

と変遷し、当事者間には、いまだに「本件栽培実験において、ディフェンシン耐性菌出現の危険があるか（ディフェンシンがGMイネの体外に漏出しているか）（原判決7頁）」に関する争いが続いている、かの如き様相を作出せんと試みる。

エこのような控訴人らの態度こそ、「議論の蒸し返し」を繰り返し、その結果、本件訴訟を混乱させ且つ遅延させることとなっても、自身が納得するまで延々と科学論争を継続しようとする控訴人らの意図の表れであり、本来、議論にすら値しない。

オなお、控訴人らが望む科学論争に対応することを認容するものではなく、あくまで念のため付言するに止まるものであるが、被控訴人らの主張・反論は、前記記載に集約されるものではなく、被控訴人準備書面(2)にて詳述したとおり、2年3カ月の歳月をもって「カラシナディ

フェンシンはイネの体外に漏出しない」との結論に至った鑑定嘱託結果（平成20年11月17日付鑑定嘱託回答書）を前提に、これまで控訴人らが固執してきたディフェンシン耐性菌の発生機序（前記「控訴人ら主張機序」）全てを否定するものである。この点、万が一にも貴庁に誤解を与えることのないよう付言する。

(2) 控訴人ら準備書面(6)第2の3、(2)、「実験室と自然界の関係性をめぐる攻防」について

ア 控訴人らは、「実験室で耐性菌が出現するなら、自然界でも出現するだろうと推定するのが合理的です」云々の控訴人ら主張に対し、「これに対し、被控訴人は沈黙を守った」云々を記載する。

イ 繰り返しになるが、本件訴訟は、抽象的にカラシナディフェンシン耐性菌が出現する可能性があるか否かを議論する場ではなく、原審が本件訴訟の争点として、適法に判断したとおり「本件栽培実験において、ディフェンシン耐性菌出現の危険があるか(ディフェンシンがGMイネの体外に漏出しているか)（原判決7頁）」を、科学的根拠をもって判断し、もって、控訴人ら請求の存否を判断する裁判である。

ウ したがって、被控訴人としては、「実験室で耐性菌が出現するなら、自然界でも出現するだろうと推定するのが合理的です」云々に対し、「出現しないはずだ」、「出現しないべきだ」といった“S o l l e n”の議論（「べき」の議論）に関わる理由も必要性もなく、「カラシナディフェンシンはイネの体外に漏出しない」との結論に至った鑑定嘱託結果（平成20年11月17日付鑑定嘱託回答書）にしたがった主張・反論を構成したままであり、この点において、控訴人ら批判は的を射ていない。

(3) 控訴人ら準備書面(6)第2の3、(3)、「抗生物質耐性菌とディフェンシン耐性菌の出現のメカニズムをめぐる攻防」について

ア 控訴人らは、新潟薬科大学応用生命科学部高木教授の陳述書(乙20)を引用し、「これまで、『メカニズムは全く異なる』と主張していた被控訴人は、抗生物質耐性菌とディフェンシン耐性菌の出現のメカニズムが突然変異の点で共通することを自認するに至った」などと、記載する。

イ しかしながら、民事訴訟制度上、「主張」と「立証」は異なり、陳述書(乙20)の記載内容をもって「主張」とすることはできないし、仮に、控訴人らが指摘する「抗生物質耐性菌とディフェンシン耐性菌の出現のメカニズムが突然変異の点で共通する」云々が事実であるとしても、2年3カ月の歳月をもって「カラシナディフェンシンはイネの体外に漏出しない」との結論に至った鑑定嘱託結果(平成20年11月17日付鑑定嘱託回答書)を前提とする限り、そもそも、「カラシナディフェンシン」と「菌」が接触しないことは明らかである以上、新たにカラシナディフェンシン耐性を有する菌は出現し得ないし、その出現メカニズムが「共通する」、「共通しない」の議論が全く意味をなさないことは自明である。

(4) 控訴人ら準備書面(6)第2の4、「結論」について

ア 控訴人らは、「裁判における被控訴人の主張・立証は、裁判前の自らの発言と鋭く矛盾し、科学界の科学的「常識」とも度し難いほど矛盾撞着するに至った。被控訴人はこの矛盾撞着を認めようとしないう旨、記載し、「被控訴人自身も、裁判が始まる前、甲3で、カラシナディフェンシン耐性菌が出現する可能性を言及していた」云々を繰り返す

主張する。

イ これに対し、被控訴人も、繰り返し、控訴人らが指摘する「【解説】抗菌蛋白質ディフェンシンの多様な機能特性」（甲 3。以下「本件紹介記事」という）の「読み方」を科学的に解説してきた（被控訴人答弁書 13 頁以下、被控訴人準備書面(2) 26 頁以下）が、再々度、繰り返すに、本件紹介記事は、「真性抵抗性遺伝子を有する品種での耐性菌の出現は、菌の表面構造の変異によって植物側がこれを滅ぼすべき病原菌と認識出来なくなり、植物の生体防御機構をかいくぐることによって起きるもの、すなわち病原菌の遺伝子型と植物の遺伝子型との相互作用の特異性を紹介したものであり、本件訴訟における耐性菌出現の可能性とは本質的に全く異なるものである」。

ウ 控訴人らは、被控訴人の「裁判前の科学的意見」と「裁判係属後の科学的意見」との間に、何らかの表現上の差異や、時間の経過によって生じる変遷が存在することをもって、自己の主張の論拠とするが、仮に、控訴人らの主張どおり、被控訴人の「裁判前の科学的意見」と「裁判係属後の科学的意見」との間や、控訴人らが信望する「科学的な常識」と「裁判係属後の科学的意見」との間に、何らかの表現上の差異や、時間の経過によって生じる変遷が存在することが明らかになった場合であっても、これが原因となり、突如、被控訴人が、新潟県上越市所在の実験施設内において過去に実施した本件栽培実験において「カラシナディフェンシンがイネの体外に漏出し、耐性菌が出現していた」ことにはなり得ない。

エ したがって、控訴人らが記載する「今後の立証活動について残された課題」は、無意味且つ空虚な議論であり、単に本件訴訟を混乱に陥れ

るものに過ぎない。

第6 付記

- 1 以上のとおり、控訴人らは、本件訴訟の主要争点である「**本件栽培実験**において、**ディフェンシン耐性菌出現の危険があるか**(**ディフェンシンがGMイネの体外に漏出しているか**) (原判決7頁)」につき、自ら鑑定嘱託を申し出て、その後、約2年3カ月の期間を経て「**本件組換えイネからカラシナディフェンシンは漏出しない**」との結論に至った「平成20年11月17日付鑑定嘱託回答」をことさら無視し、さらに、「いまだ発生すらしておらず、単なる憶測に基づく将来の抽象的な危険」の有無を解明するための科学論争を試みんと欲するが、これらが議論の蒸し返しに過ぎず、且つ無意味であることは論をまたない。
- 2 被控訴人としては、本日、別途提出した「控訴人提出にかかる「7月30日付証拠申出書」に対する意見書」記載のとおり、もはや当事者の主張立証も尽きた今日、もはや、控訴人ら申し出にかかる証拠(人証)申出も不要であると思料する。
- 3 もとより、原審が適法に認定したとおり、**本件栽培実験**が、カルタヘナ法に基づき、学識経験者の意見聴取やパブリックコメント手続といった適正手続を経た後、農林水産大臣及び環境大臣の承認を得て、第1種使用規程という「基準」に従って実施されたことは明らかであり、さらには、被控訴人が、当該「農林水産大臣及び環境大臣の承認」後も、カルタヘナ法が要求する「維持管理基準」等を常に具備し続けてきたことは、これまで、裁判所に提出された各種証拠資料(甲1、甲9、甲11、甲12、甲14、乙14の1ないし10等)より明らかである。

4 そして、以上のように『立法府において特段の反対もなく適正に成立した法律を前提に、わが国におけるトップレベルの学識研究者の意見を得て、行政庁の高度かつ専門的判断に基づき確立された厳格な基準』を全て遵守して設置され、かつ健全に運営されている施設」に対して、特定の思想傾向を有する特定集団が主観的な不快感を訴えただけで、ある日突然、当該施設が「人類全体を滅ぼしかねない危険かつ有害な施設」に様変わりする、等といった事態がおよそ生じ得ないことは合理的経験則を持ち出すまでもなく明らかであろう。

5 いずれにせよ、「法令と高度な専門的判断に基づき設置・運営された施設が、確たる事実上の根拠もなく、控訴人らに対して、受忍限度を超える法律上の侵害を与え続ける」等という事態が生じ得ないことが明らかである以上、この一事を以てしても、控訴人らの本件各請求に理由がないことは自明というべきである。

6 このように、

(1) 被控訴人側において、**本件栽培実験**は法が求める適正な手続を全て具備していたことの立証に成功し、且つ、

(2) 「平成20年11月17日付鑑定嘱託回答」により、「本件組換えイネからはカラシナディフェンシンは漏出しない」ことが明々白々となった

状況下にあつては、もはや、立証責任転換云々の議論をするまでもなく、控訴人らが請求の趣旨3項以下にて求める高品質ブランドの毀損、食の安全が侵害される蓋然性など存在しないのであり、控訴人らにおいて、迅速且つ効果的な方針をたて、一見して明らかに「平成20年11月17日付鑑定嘱託回答」が導く事実関係を覆すことが可能な証拠資料を提出しない

限り、本件訴訟は終局段階を迎えたと考えるべきである。

7 この点、控訴人らは、鑑定結果顕出から1年9カ月が経過した今日（控訴審第1回弁論期日から数えても7カ月が経過している）に至っても、既に解決済みの事実関係を覆すことが可能な程度の証拠資料を提出するに至っておらず、それどころか、既述のとおり、本件訴訟の混乱及び遅延を招来しかねない抽象的な科学論争に固執するのみである。

8 被控訴人としては、民事訴訟における「証拠資料提出の機会も含めた適正手続の重要性」は十分に理解するところであるが、前記状況下にあつては、もはや当事者の主張立証も尽き、且つ終局段階に達したものと考えざるを得ず、速やかな判決を賜りたく思料する次第である。

以上